

第361回矢板市議会臨時会

議 案 書

令和 2 年 5 月

矢 板 市

第361回矢板市議会臨時会提出議案

議案第1号	市長の専決処分事項承認について……………	P 1
	専決第3号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第8号）	
議案第2号	市長の専決処分事項承認について……………	P 3
	専決第7号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第1号）	
議案第3号	市長の専決処分事項承認について……………	P 5
	専決第4号 矢板市市税条例の一部を改正する条例	
議案第4号	市長の専決処分事項承認について……………	P12
	専決第5号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例	
議案第5号	市長の専決処分事項承認について……………	P16
	専決第6号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第6号	令和2年度矢板市一般会計補正予算（第2号）……………	P19
議案第7号	矢板市営住宅条例の一部改正について……………	P20

議案第 1 号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条
第 3 項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和 2 年 5 月 15 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第 3 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）

専決第3号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月30日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

令和元年度矢板市一般会計補正予算（第8号）

議案第 2 号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第 7 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）

専決第7号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月24日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

令和2年度矢板市一般会計補正予算（第1号）

議案第 3 号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第 4 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

専決第4号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第15号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「登録し」を「登録し、」に、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が

不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第 8 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号」を「附則第 1 5 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ホ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 4 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 8 項を同条第 1 6 項とする。

附則第 9 条の 2（見出しを含む。）中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 1 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に係る経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第48条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に係る経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

３ 新条例第５４条第５項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

４ 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

５ 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３項に規定する特定再生エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第4号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第5号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第5号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第16号

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例（昭和35年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第5項から第10項までの規定中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の矢板市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

市長の専決処分事項承認について

緊急執行を要した下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条
第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

専決第 6 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第6号

専 決 処 分 書

緊急執行を要した下記事項については、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年3月31日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第17号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和34年矢板市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第7号

矢板市営住宅条例の一部改正について

矢板市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和2年5月15日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市営住宅条例の一部を改正する条例

矢板市営住宅条例（平成9年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1市営住宅の表中 「

28	114
----	-----

」 を 「

22	90
----	----

」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。